

出雲市農業委員会（第1期）第17回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年11月26日 午後2時00分 ～午後3時40分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（24名）

秦 久光	大槻 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ
若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄

4. 欠席委員（0名）

5. 提出議題

〔1〕報告

報第43号 会長専決処分の報告  
報第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議案

議第108号 農村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）の変更について  
議第109号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について  
議第110号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について  
議第111号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について  
議第112号 農地転用事業計画変更申請決定について  
議第113号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について  
議第114号 非農地証明について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号11番 小川義和委員と12番 久野晴見委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第46号会長専決処分の報告、報第47号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに、報第46号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第16回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件及び農地法第5条7件については、11月12日開催の島根県農業会議第32回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条2件及び農地法第5条7件を、常設審議委員会当日の11月12日付けで許可決定しております。

次に、第16回総会で承認いたしました案件の内、補助事業「出雲市地域密着型サービス施設整備費補助金」の承認が未済であった案件、農地法第5条1件を、当該事業の補助金交付決定と同日の11月5日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第47号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第47号について、説明します。報告資料の1ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号250番から279番までの30件の通知がありました。貸人の都合によるものが7件、借人の都合によるものが8件、耕作者変更によるものが5件、農地売買等事業利用のためが3件、3条申請によるものが3件、中間管理事業への変更が4件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議 長 続きまして、報第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林 主事     それでは、報第48号について、説明します。報告資料の8ページをご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第122番から第140番までの19件でした。取得事由は、19件全てが相続です。

受付番号124番については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。また、受付番号137番と138番につきましては、届出者は市外在住者ですが、相続した農地については各自で利用権設定をしたり、近くに住む親戚に管理を依頼するなどしてあっせん希望なしとの回答をいただいております。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、11月7日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長     報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長     質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第108号農村滞在型余暇活動機能整備計画（市町村計画）の変更について、を議題といたします。

観光課木村主任から内容について、説明をお願いします。

木村主任     議第108号農村滞在型余暇活動機能整備計画（市町村計画）の変更についてご説明いたします。

資料は、事前にお配りしております「農村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）の変更について」及び冊子の「変更計画書」を用いてご説明いたします。

6月の総会において、議案として提出し、審議いただきましたが、その後、事情があり一部変更する必要があり、今回、議案として提出するものです。

今回、計画変更に至った理由ですが、農泊事業をするに当たり、変更しなければならなくなったわけですが、現在、国においては、農村地域での交流を楽しむ、農泊事業を推進されております。具体的には、国の交付金メニューの中

で古民家を活用した宿泊施設、体験施設などを整備するものに対して、交付金を交付する制度となっています。出雲市における農泊事業の動きについてですが、民間事業者が主体となって、この交付金を活用した古民家改修による宿泊施設整備を計画しているところです。余暇法・市町村計画についてですが、農村地域での活動についてはグリーンツーリズムとも言いますが、法の中で支援することとされており、農村地域での活動を進めていく方向性を示すものとして、市町村計画を各市町村で策定し、進めていくこととされており、本市においては、平成18年度に策定しており、平成20年、平成30年7月に変更してきております。今回の変更理由についてですが、先ほど、国の交付金を使って、宿泊施設を整備すると申しあげましたが、この交付金の制度の中で、原則として事業主体が自己所有の空き家等を宿泊施設に改修するものを対象としますが、ただし書きに、例外として宿泊施設に改修するもので、余暇法に定める市町村計画に記載された施設は、賃貸物件でも交付金対象にできるとされています。今回、出雲市内において計画されている宿泊施設について、当初は買い取って、自己所有とした後に宿泊施設に改修する予定だったものが、事業が変わり、賃貸物件となったために、新たに市町村計画に追加をする必要が出たために、今回追加をさせていただくものです。具体的内容については、冊子の5ページ、6ページに整備計画として表に記載しておりますが、6ページの2行目に有ります平田地域におきまして、2施設の整備計画であったものを、1施設追加し、3施設とするものです。具体的な場所につきましては、計画図の4ページに載せております。

議案として提出させていただく理由についてですが、余暇法の中で、市町村計画を策定、変更する場合は、農業委員会の意見を聴くこととされていますことから、審議をお願いするものです。

説明は以上です。

議長 　ただ今、観光課の担当から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 　質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第108号農村滞在型余暇活動機能整備計画（市町村計画）の変更について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第108号を承認いたします。

議第109号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第109号 農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、11月30日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、貸借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、708筆、693,512.44㎡、うち新規の設定が137筆、178,198㎡、再設定が571筆、515,314.44㎡です。この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、479筆、350,411.38㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、16筆、12,687㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、213筆、330,414.06㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、153筆、75,490.39㎡、うち新規の設定が14筆、7,457㎡、再設定が、139筆、68,033.39㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、143筆、68,636.39㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、7筆、4,093㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、3筆、2,761㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。861筆、769,002.83㎡です。

その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

63ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び64ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り

渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、7筆、10,479㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。また、前回、10月24日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっております議第109号のうち、4ページから6ページの1100-102番から1100-113番、35、36ページの1100-193番及び1100-194番の14案件を先議案件とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番持田守夫委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第109号のうち1100-102番から1100-113番、1100-193番及び1100-194番の先議案件14件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって1100-102番から1100-113番、1100-193番及び1100-194番の先議案件14件を承認いたします。

ここで持田委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第109号のうち1100-102番から1100-113番、1100-193番及び1100-194番の14案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第109号のうち1100-102番から1100-113番、1100-193番及び1100-194番の14案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第109号のうち1100-102番から1100-113番、1100-193番及び1100-194番の14案件を除くすべての案件を承認いたします。

次に、議第110号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林 主事 それでは、議第110号農地法第3条の規定による申請について説明します。議案の1ページの申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が15件ありました。個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。なお、備考欄に記載があるものについては今年6月総会で別段面積の決定がなされたものです。

受付番号55番と56番は関連があるため併せて説明します。こちらはお互いが所有する土地を交換するものです。所有権移転後は、それぞれの受人が畑として野菜等を栽培される計画です。

受付番号57番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、隣接に居住する受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人が畑として柿等を栽培される計画です。

受付番号58番です。譲渡人は耕作不便のため、近隣在住の受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号59番と60番は関連があるため併せて説明します。こちらはお互いが所有する農地をその隣接農地の所有者である受人と交換するものです。所有権移転後は、それぞれの受人が自己所有地と一体的に耕作を行う計画です。

受付番号61番です。譲渡人は労力不足により、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号62番です。譲渡人は耕作不便であることから、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が申請地に隣接する自己所有地と一体的に畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号63番です。譲渡人5名は高齢による労力不足や遠隔地在住による耕作不便から、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が申請地に隣接する自己所有地と一体的に耕作される計画です。

受付番号64番です。譲渡人は遠隔地に在住し耕作不便であるため、経営規

模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号65番です。譲渡人は農業経営の縮小にあたり、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。なお、受人の経営面積は自作地2,929㎡に利用権設定地1,314㎡に今回申請地の147㎡を加えますと荒木地区の下限である4,000㎡を超えます。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号66番です。譲渡人は県外在住により耕作不便のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号67番です。譲渡人は労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑としてサツマイモを栽培される計画です。

受付番号68番です。譲渡人は市外在住により耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が田として耕作される計画です。

受付番号69番です。譲渡人は労力不足のため、申請地隣接の宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

以上受付番号55番から69番については5ページから7ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条第2項各号不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第110号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第110号を承認いたします。

次に、議第111号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第112号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。



大野主事     それでは、議第111号の4条申請についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は1ページから12ページです。

今月は6件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件はありません。なお、12月開催予定の第32回常設審議委員会に諮問する案件もありません。

説明案件基準には該当しない事後案件が3件ございましたので、簡単に説明いたします。

受付番号43番の案件は、昭和50年頃に車庫及び農業用倉庫として建設したもので、この度建物を取り壊し新たに車庫を建設するものです。

受付番号45番の案件は、公道から自宅への進入路として利用していたものです。

受付番号47番の案件は、昭和50年に宅地として転用許可を得ましたが、事業者の都合により計画が中止となった後、平成8年から近隣住民の駐車場として利用していたものです。

いずれも農地法の知識が十分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には始末書の提出を求め、再び同様のことがないように指導をしております。

続いて、議第112号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。今月の申請は、所有権の移転を伴わない変更が1件提出されております。

議案書は9ページ、参考資料は4条申請の47番と同一で11ページ、12ページです。先程ご説明しました4条の47番と同案件でありまして、計画変更内容としては、当時の計画者が昭和50年に宅地として転用許可を得ましたが、事業者の都合により住宅建築を断念し、転用が実行されなくなったところを近隣住民の貸駐車場として利用していたという経過がございます。

4条申請のその他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただけますようお願いいたします。今回申請のありました全6案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第111号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第112号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。よって議第111号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第112号を決定いたします。

次に議第113号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第113号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は10ページから15ページ、説明資料は1ページから9ページ、参考資料は13ページから56ページです。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が21件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件で合計25件提出されております。今月の説明案件は3件ございます。

なお、12月開催予定の第33回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは8件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書11ページの受付番号208番についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は、出雲市立総合医療センターから南西に約400mの田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『幼保園』です。転用面積は5,159㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で幼保園を営んでいる学校法人です。現在の事業地の近隣の申請地をこの度取得し、新たに幼保園を建設する計画です。現在の幼保園は昭和57年に改築されていますが、老朽化し、耐震性に不安があります。加えて境内地との併用で狭隘でもあることから、予

てから近隣での移転地を探されていたところでした。併せて、今月の5条受付番号209番において、南側道路拡幅の計画も出ております。この2件はいずれも都市計画法29条第1項に規定する開発許可の対象となっており、転用許可日は開発許可日と同日になる予定です。資金計画につきましては、所要資金額4億4千万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書12ページの受付番号212番についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は、JR荘原駅の東約400mにある畑です。転用目的は『資材置場』です。転用面積は1,832.3㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法施行規則第45条第2項の「公共500」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で土木建築業を営む法人です。この度、申請地を取得し、資材置場を造成する計画です。現在、事業者は荘原と神庭、学頭の資材置場を使用しているが、荘原の方は地主から返還を迫られており、また神庭・学頭の方は遠距離であるため、比較的利便性が良く、集团的農業に支障がない当該地を求めるものです。資金計画につきましては、所要資金額291万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書12ページの受付番号216番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は、ゆめタウン斐川店から東に200mにある田です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,522㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる個人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地10区画を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3千4百万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が3件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基

準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請25件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

江角委員 受付番号216番について、先ほど説明がありましたが、この申請地の東側で、別事業者が宅地分譲で先月審議し、決定しましたが、今回の申請地の南側については、現在、計画がありますか。

といたしますのが、別々の事業者が3,000㎡以下で申請され、このあたりで、8,000㎡以上の農地の開発であり、別々のものとはいえ、緑地帯等の指導など必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

日野主任 江角委員のご指摘の点は、事務局としても懸念しているところです。そもそも先月申請地と今月申請地が一体として開発と、東側と西側に同一所有者の土地があるため、開発許可の対象となると思われしますので、担当の都市計画課と協議しましたが、現行の制度では、所有者は同じでも転用で取得すれば別の所有者となるため、この場合は一体とみなさないという見解でした。都市計画課も島根県の担当部署に確認されております。また、南側については、今後、耕作をされるとは伺っていますが、いつまでかということについて確約をとれるものではございません。

江角委員 この申請地の南側は、農機の出入りが難しいところです。

聞くとところによれば、既に下水道工事の入札も終わったとのことですが、雨水の関係についてですが、今まで水田であったものが宅地化により一度に排水路に流れるようになりますし、この周辺は通学路にもなっておりますのでよく確認され、被害が起きないような手続きや措置を講じておいてください。

議 長 事務局なにかございますか。

日野主任 先ほどご指摘いただいた雨水の件、通学路の件についてはくれぐれも注意して施工していただくこと、また、すぐに転用が出されることはない点について総会において懸念がされていたことを計画者に申し伝えておきたいと思えます。

議 長 ほかに質問、意見はございませんか。  
佐藤さゆみ委員さん、何かございませんか。

佐藤さゆみ委員 それぞれ別の不動産関係の方が転用されるということです。埋め立てる予定だったところが、一部変更で埋め立てを取り止めたところの所有者が来られましたが、そこは、農地として残すけれども、宅地化されたことにより、田としては使えないので、畑としてしばらくは使うとの説明を受けております。

議 長 ほかに何かございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。  
それでは、議第113号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第113号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に、議第114号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第114号、非農地証明の申請について説明します。  
議案書の16ページ及び説明資料10ページから11ページをご覧ください。  
今月は1件の申請がありました。

申請地は、湖陵町二部1996番の田、1, 255㎡です。説明資料の10ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料11ページの現況写真をご確認ください。

申請地は、山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり水はけが悪く、耕作道

も整備されておらず30年以上前から耕作されず現在は山林となっています。現地確認は11月19日に秦農業委員、板垣農業委員、大野推進委員、岸推進委員、及び事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 板垣委員さん、補足はございますか。

板垣委員 先般、19日に事務局の説明通り会長、大野推進委員と現地を立会しました。三方が山に囲まれており、農地として復元できる場所ではないことを確認しました。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。  
それでは、議第114号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。  
よって議第114号は承認いたします。  
予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時40分

議事に参与した者の職、氏名

常松事務局長、今岡次長、佐藤係長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員

